

議案第38号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

職員による自動車事故の和解及び損害賠償の額を次のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 1,529,221円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方の被った損害賠償金として1,529,221円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県
個人

4 事故の概要

令和元年11月26日午後1時30分頃、千厩町千厩字東小田地内において、市民環境部生活環境課の職員が公用車で国道284号を走行中、ハンドル操作を誤り、中央線を越えて対向車線に進入したため、対向してきた相手方車両のフロント右側部分に衝突し、そのはずみで相手方車両の後部左側部分がガードパイプに衝突し、相手方に車両全損の損害と胸骨骨折、右肋骨骨折等の負傷を負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント

議案第39号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

職員による自動車事故の和解及び損害賠償の額を次のとおり定めることに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年4月30日提出

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 377,486円

2 和解の内容

- (1) 一関市は、相手方の被った損害賠償金として377,486円を支払う。
- (2) 本件について、双方とも他に債権債務のないことを確認する。
- (3) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切の異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

3 相手方 宮城県
個人

4 事故の概要

令和元年11月26日午後1時30分頃、千厩町千厩字東小田地内において、市民環境部生活環境課の職員が公用車で国道284号を走行中、ハンドル操作を誤り、中央線を越えて対向車線に進入したため、対向してきた相手方が同乗する車両のフロント右側部分に衝突し、そのはずみで相手方が同乗する車両の後部左側部分がガードパイプに衝突し、相手方に頸椎捻挫、胸部挫傷等の負傷を負わせた。

5 市の過失割合 100パーセント